

夏季休業を迎えるにあたって 学校・教職員用

1 児童・生徒及び保護者に感染防止対策等の基本を徹底

- ✓ 夏季休業期間において、学校内外に関わらず引き続き感染防止対策及び体調管理をするよう児童・生徒及び保護者へ徹底すること。
- ✓ 毎日の検温、健康チェックを行い、PCR検査を受ける場合や濃厚接触者になった場合には、速やかに学校に連絡することを徹底すること。
- ✓ 学校外の施設（学習塾や図書館等）を利用する場合も、必ずマスクを着用するなど、児童・生徒及び保護者へ徹底すること。

2 部活動などにおける感染防止対策を徹底

- ✓ 部活動等においても、感染防止対策を徹底するとともに、活動開始前の「健康チェックカード【改訂版】」による体調チェックを徹底すること。
- ✓ 「身体的距離の確保」「マスクの着用（熱中症対策に留意）」「こまめな手洗い」を徹底すること。
- ✓ 感染リスクが高まる「密閉」「密集」「密接」のいわゆる3密を回避すること。

3 教職員の執務環境の再点検・改善

- ✓ 職員室等、学校における教職員の執務環境を再点検するとともに改善を図ること。
 - 多くの教職員が同室にならないよう、教職員の居室を分散。
 - 机と机の間にシールドを設置、机を壁面に向けて配置。

4 感染防止対策の順守と自らの体調チェックの徹底

- ✓ 教職員自身が感染防止対策を順守するとともに、「健康チェックカード【改訂版】」を利用し、毎日の体調について自己チェックを徹底すること。
 - 「身体的距離の確保」「マスクの着用」「こまめな手洗い」を徹底。
 - 該当症状が一つでもある場合には、必ず自宅で休養。
 - 特に心配な症状（高熱、強いだるさや息苦しさ、味やにおいを感じない、かぜ症状や微熱が継続）がある場合は、すぐに連絡するとともに、医療機関を受診。
 - 本人又は同居家族がPCR検査を受検することになった場合は、すぐに報告。（報告を受けた学校は速やかに教育委員会への報告を徹底）
- ✓ 学校ごとに「衛生管理者（教頭等の管理職）」が、教職員の感染防止対策の実施状況を確認すること。

5 県をまたぐ不要不急の外出の回避

- ✓ 県をまたぐ外出、感染拡大地域、特に名古屋市の繁華街への不要不急の外出はよく考え、中止するなど慎重に行動すること。
- ✓ 感染リスクの高い、以下のような要素が重なる行動をしないこと。
 - ✗ 閉め切った場所（居酒屋や接待を伴う飲食店等）
 - ✗ 懇親会やパーティー、カラオケ
 - ✗ 大声での会話、食事前後のマスク未着用